

第三次尾張旭市緑の基本計画【概要版】



緑の基本計画とは

この計画は、都市緑地法第4条に規定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」といいます。）として定めるものです。



緑とは

水面や水辺（河川、ため池）、農地（田、畑）、樹林地、草地、公園緑地、街路樹、施設の緑（公共の緑、民有の緑）を指します。



緑のはたらき

緑のはたらきには、主に次のような機能があります。

都市環境維持・改善の機能

- 地球温暖化の防止、大気汚染の浄化
- 省エネルギー化への寄与
- 生物の生息の場

防災機能

- 延焼の遅延や防止
- 災害時の避難場所
- 流量の調整、洪水の防止

景観形成機能

- 自然景観の形成
- 田園景観の形成
- 都市景観への風格の付与

健康レクリエーション機能

- 散策・自然学習の場
- 休養・休息の場
- 運動・遊びの場

安全安心で
快適な暮らしには緑
が必要です



目標年次

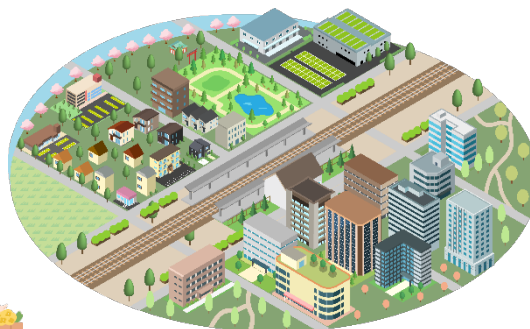
令和8（2026）年度を初年度として、令和17（2035）年度を目標年次とします。



基本理念

緑でつなぐ 笑顔あふれる 公園都市

身近な緑の空間を丁寧に整え、活かすことで、人と人とのつながりが自然と生まれ、緑がまちの景観を彩るだけでなく、人々の心にやすらぎと喜びを届け、笑顔があふれるような、心豊かな公園都市を育てていくことをめざします。





緑のまちづくりの基本方針と緑の将来都市像

基本理念を実現するため、緑のまちづくりの方向性として3つの基本方針を定めます。

緑のまちづくりの基本方針 保全

緑をまもる

- ・都市環境の負荷の軽減や生物多様性の保全など、多様な機能を有しているため、北部丘陵地や矢田川などの広域な緑を守り、次世代へつないでいきます。
- ・身の回りの公園や社寺などの身近な緑は、安全で快適な暮らしを過ごすため守ります。

緑のまちづくりの基本方針 育成

緑をはぐくむ

- ・地域の特色や利用状況などに合わせた公園の整備、改修を進めるとともに、街路樹や公園樹木の適正な管理を行い、安全安心で質の高い快適な緑を創出します。
- ・日々の暮らしの中で、緑に触れ、緑に関わる機会を創出します。
- ・令和元（2019）年に本市で開催された全国植樹祭の理念を継承し、緑を育む心を次世代へつないでいきます。

緑のまちづくりの基本方針 活用

緑をいかす

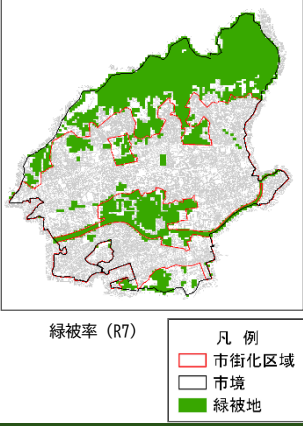
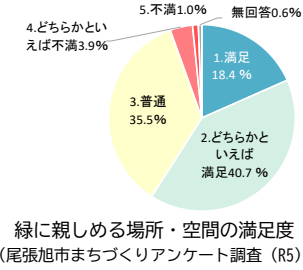



- ・自然環境や農地などの緑を活かし、暮らしの質を高めます。
- ・公園が地域のにぎわいの場、憩いの場として活用できるよう公園の魅力を向上させます。



凡例	名称	配置の方針
◁○○○○○▷	緑の環境軸	北部丘陵地及び矢田川は、尾張旭市内だけでなく隣接する市町にとっても重要な緑であり、広域の環境軸として位置付けます。
■	北部丘陵地	北部丘陵地は、森林公園をはじめとして多様な機能を有する重要な緑であり、また、生物多様性の観点からも生態系ネットワークの大拠点として位置付けされるエリアです。
⊕	緑の拠点	小幡緑地、城山公園、新池公園は、水と緑が楽しめる特徴的な公園であり、自然の保全と積極的な活用を推進する広域の緑の拠点とします。
⊕	水の拠点	尾張旭市特有のため池は、生態系ネットワークの拠点であり、また、親水空間などの活用も考慮した水辺空間を活かした水の拠点とします。
⊕	にぎわい交流拠点	城山公園をはじめとする規模の大きな公園は多くの人が訪れるにぎわい交流の拠点とします。 また、印場、旭前、尾張旭の駅周辺は市民協働による花壇やフラワーポットによりコミュニケーションの育成や憩いの空間づくりの拠点とします。 三郷駅周辺は、緑と共存する空間や施設づくりにより駅前顔づくりを進めます。
●●●●●	緑の軸	シンボルロードをはじめとする尾張旭市の南北、東西を結ぶ緑の軸で、街路樹や民有地緑化などにより緑がつながる軸であり、生態系ネットワークとしても重要な緑の軸とします。
←●●●●→	水の軸	矢田川及び天神川は貴重な水辺空間であり、歩行者や自転車などの回遊性を高めてくれます。また、生態系ネットワークとしても重要な水の軸とします。
■	農地保全ゾーン	市街地に囲まれる農地は、緑の機能（都市環境維持・改善、防災、景観形成、健康レクリエーション）をもたらしてくれるため、保全を図り、豊かな田園環境の維持をめざします。
■	緑保全推奨ゾーン	市街化調整区域については、農地や樹林地の緑をできるだけ保全し、ゆとりある緑空間の創出をめざします。
■	緑化推奨ゾーン	市街地については、公園や街路樹の適正な維持管理や更新などを行い、民有地緑化の積極的な推進、グリーンインフラとしての多様な機能を活かした緑の中で安全で快適な暮らしの創出をめざします。

数値目標

本市の「基本理念」を実現するため、3つの基本方針を成果指標として、本計画の数値目標を設定します。

基本方針	項目	内容	現在	目標	
1 緑を まもる	都市計画区域内の緑被率	<p>都市の発展と環境の調和を図るためには、身近な緑の確保が重要です。国は、「市街地における緑被率3割以上」という方針を示していますが、本市は、コンパクトな都市で身近に緑があるため、市街地・調整区域を問わず、市全体で緑を確保することを目標とします。</p> <p>令和7（2025）年度の市の緑被率33.0%（推計値）を維持することをめざし、緑地の保全に努めます。</p>		33.0%	⇒ 33.0%
	緑に親しめる場所・空間の満足度	<p>緑と触れ合える環境の充実と市民の意識向上を図るため、誰もが身近な緑に親しみ、満足できる空間づくりを推進していきます。</p>		59.1%	↗ 64.0%
2 緑を はぐくむ	公園愛護会の数	<p>公園愛護会は公園の維持管理だけではなく、地域住民の公園に対する愛護意識の高揚や、コミュニティの形成の観点からも大変重要であり、現在の113団体数の維持を図るような取組を実施していきます。</p>		113 団体	⇒ 113 団体
	花や植木などの緑を育てている人の割合	<p>庭や玄関先で花などを育てている人の割合を増やし、日々の暮らしの中に潤いと彩りを感じ、身近な花や緑が楽しめる場づくりを促進します。</p>		45.1%	↗ 55.0%
3 緑を いかす	公園などの活用数	<p>公園独自のポテンシャルを最大限発揮し、多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」をめざし、公園を利用する機会の促進を図ります。</p>		152 回	↗ 250 回



施策の体系

緑の将来像の実現に向け、緑のまちづくりの3つの基本方針に基づき、それぞれの基本施策と具体的な施策を位置付けます。

【緑の将来像】

緑でつながる

笑顔あふれる

公園都市

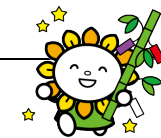
基本方針1 緑をまもる		
基本施策1-1	樹林地の保全	(1) 樹林地の保全 (2) 法指定による樹林地保全 (3) 民有地の緑の保全 (4) 保存樹・保存樹林の指定
基本施策1-2	農地の保全	(1) 農地の保全 (2) 農地が持つ多面的価値の共有 (3) 生産緑地の保全
基本施策1-3	水辺地の保全	(1) ため池や湿地などの水辺環境の保全 (2) 河川などの水辺環境の保全と活用



基本方針2 緑をはぐくむ		
基本施策2-1	緑の質の向上	(1) 公園樹木の適正な維持管理 重点施策1 (2) 街路樹の適正な維持管理 重点施策2
基本施策2-2	緑を育む人材の育成・意識醸成	(1) 緑に関する情報発信 (2) 緑を育む人材の育成 (3) 全国植樹祭の理念の継承 (4) 緑に関する学習・体験機会 (5) 緑に関するイベントなどの開催
基本施策2-3	公園の整備・更新	(1) 公園の整備 (2) 公園の更新（改良） 重点施策3
基本施策2-4	民有地の緑の育成	(1) 民有地の緑の育成 重点施策4 (2) 住宅地の緑化
基本施策2-5	公共の緑の育成	(1) 公共施設の緑の育成 (2) 身近な緑の育成や彩りある空間の創出



基本方針3 緑をいかす		
基本施策3-1	公園の活用	(1) 公園の魅力の向上 重点施策5 (2) 市民による公園の活用 (3) 公園施設などのわかりやすい情報提供 (4) 森林公園や小幡緑地の活性化
基本施策3-2	自然環境の活用	(1) 自然環境の活用
基本施策3-3	農地の活用	(1) 農地の有効活用 (2) ふれあい農園の活用 (3) 担い手の育成や支援
基本施策3-4	緑と水のネットワークの形成	(1) 緑と水のネットワークの創出 (2) 身近な緑のネットワーク



スカイパークで遊ぶ子どもたち



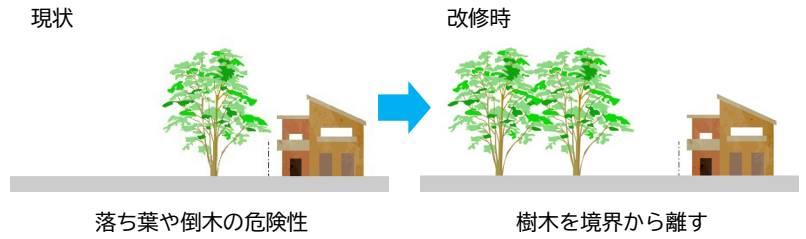
維摩池



尾張旭こども自然学校

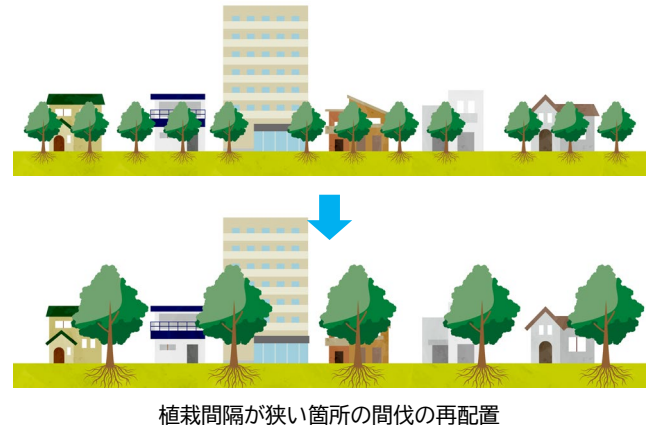
重点施策1 公園樹木の適正な維持管理

- ・公園の特性にあった健全な樹木となるような剪定及び更新に努めます。
- ・周辺環境との調和に努めます。
- ・快適さと防犯を意識した環境づくりに努めます。
- ・保全育成と適正化に努めます。



重点施策2 街路樹の適正な維持管理

- ・現状を把握し、緑の質を高める管理方針を検討します。
- ・巡検道線及び瀬戸新居線を、交通量や利用頻度を踏まえた重点路線とし、街路樹の質的向上と景観づくりを進めます。
- ・見通しを妨げる樹木や老朽・危険な樹木は撤去し、安全性を確保しながら適正に管理します。



重点施策3 公園の更新（改良）

- ・グリーンインフラを意識した公園整備
- ・安全性の向上と老朽施設の更新
- ・地域ニーズに応じた機能再編
- ・季節、イベント対応型の柔軟性を持つ空間づくり
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・多世代交流の場づくり
- ・防災機能の強化
- ・統廃合による集約整備



重点施策4 民有地の緑の育成

- ・公園都市にふさわしい緑豊かな居住環境の形成に向けて、開発指導要綱の見直しや緑化指導の強化、民有地緑化助成制度の活用促進、そして緑化の重要性に関する情報発信を進めます。
- ・緑被率が4.2%と低い市街化区域全体で、民有地の緑化を推進します。
- ・巡検道線及び瀬戸新居線では、街路樹と沿道の民有地緑化を一体的に整備し、景観の質を高めます。
- ・緑の機能や効果に係る紹介や情報提供とあわせて、草花の種や苗木の配布を検討します。
- ・工場立地法に基づく届出制度を活用し、工場等の新設・変更時に緑地の確保と質の向上を図ります。

重点施策5 公園の魅力の向上

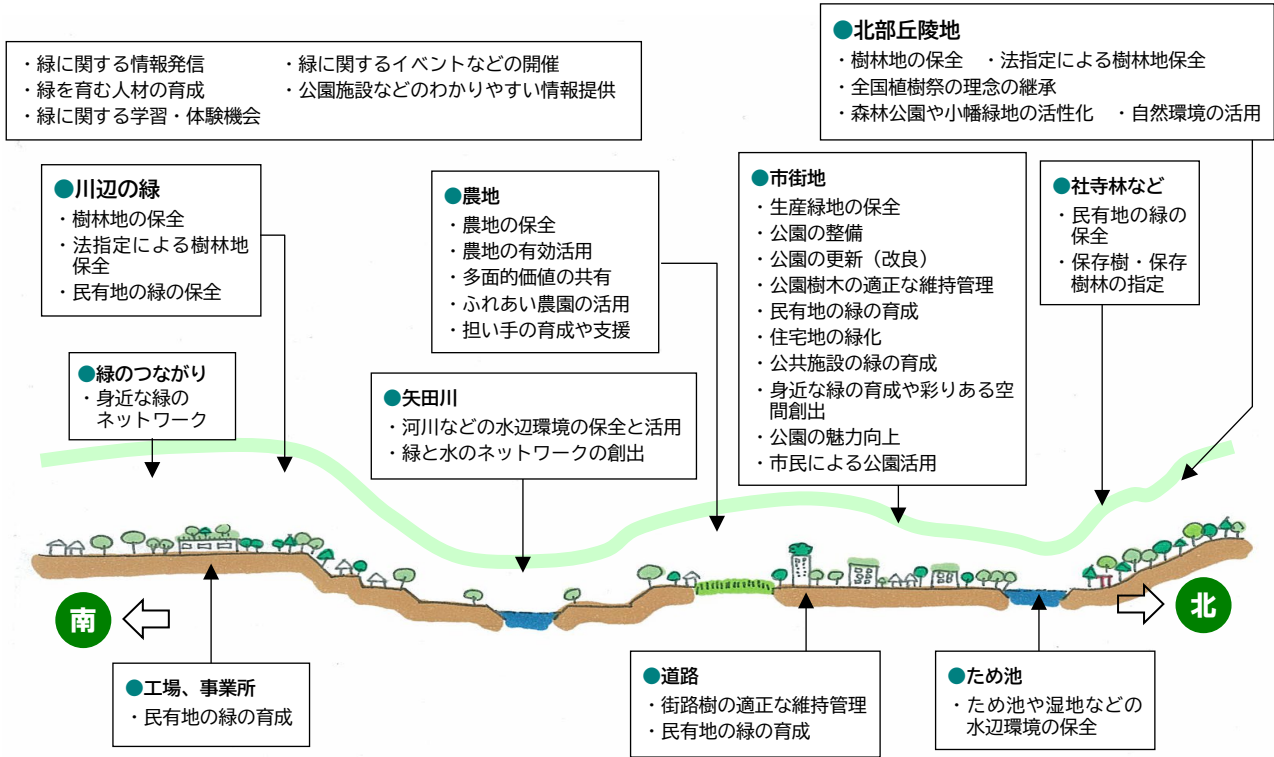
- ・街区公園や近隣公園では、住民同士による利用調整や公園愛護会による柔軟な公園利用を促進し、魅力ある公園づくりを進めます。
- ・矢田川河川緑地では、市民との協働によりイベントの開催や自転車道・駐車場整備を進め、さらなる利活用を促進していきます。
- ・城山公園や維摩池などではPark-PFI導入の可能性を探るため事業者への調査を行い、利用促進策を検討します。また、他の公園も含め、事業者によるキッチンカーやマルシェの開催など、柔軟な運用を視野に入れたトライアル事業の実施を検討し、公園・緑地の利活用を促進します。



市制55周年記念矢田川らくがきフェスティバル



計画の実現に向けてのイメージ図



計画の推進体制

本市の緑のまちづくりの基本理念「緑でつなぐ 笑顔あふれる 公園都市」の実現に向けては、市民、市民団体、民間事業者、行政がめざすべき方向性と各主体の役割を互いに理解し、共感しながら協働し、計画を推進していくことが大切です。

